

令和7年度 随意契約一覧表(消防本部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

| No. | 契約担当室課 | 契約名称 | 契約内容 | 契約期間 (契約締結日) | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約理由 |
|-----|--------|---------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|--------------|--|
| 1 | 総務予防室 | 広域消防指令情報システム保守業務 | 広域消防指令情報システムの保守を行う業務 | 令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月31日 まで | 大阪府大阪市中央区城見1丁目4番24号 日本電気株式会社関西支社 | 209,317,900円 | 本システムは、有線系装置、無線系装置、地図検索装置系、コンピューター系、映像系などの複合システムであると同時に、一瞬も止まることの許されない高い信頼性が要求されており、本システムの安定稼働等の保守管理については、本システムを整備した日本電気株式会社以外では困難であるため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当) |
| 2 | 総務予防室 | 吹田市・摂津市消防救急デジタル無線設備保守業務 | 吹田市・摂津市消防救急デジタル無線設備の保守を行う業務 | 令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月31日 まで | 大阪府大阪市北区中崎1丁目2番23号 協和テクノロジズ株式会社 | 27,915,500円 | 本業務は、消防救急デジタル無線システムの専門的知識や技術が必要となり、また、本システムに障害が発生した場合、責任の所在を明確にさせるとともに、緊急対応かつ迅速な復旧作業が不可欠となります。以上の理由により、システムの安定稼働等の保守管理については、当該システムを構築した協和テクノロジズ株式会社以外では困難であるため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当) |
| 3 | 総務予防室 | 病院前救護体制(メディカルコントロール体制)の整備に関する業務 | 病院前救護体制(メディカルコントロール体制)の整備を行う業務 | 令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月31日 まで | 大阪府大阪市天王寺区上本町2丁目1番22号 一般社団法人大阪府医師会 | 3,465,872円 | 本業務の契約内容は、医学的な専門機関に委託する必要があるため、一般社団法人大阪府医師会以外に同等の委託先がなく、契約の性質が競争入札に適さないと認められるため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当) |

5、6月については対象案件がありません。

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

| No. | 契約担当室課 | 契約名称 | 契約内容 | 契約期間 (契約締結日) | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約理由 |
|-----|--------|-------------------|---------------------------|----------------------------------|------------------------------------|--------------|--|
| 1 | 指令情報室 | 吹田市・箕面市デジタル無線更新業務 | 吹田市・箕面市の消防救急デジタル無線を更新する業務 | 令和 7年 7月 2日 から 令和 8年 3月31日 まで | 大阪府大阪市北区中崎1丁目2番23号 協和テクノロジズ株式会社 | 892,697,443円 | 本業務は、消防救急デジタル無線システムの専門的知識や技術が必要となり、また、既存システムとの接続・連携が必要なため、責任の所在を明確にさせるとともに、緊急対応かつ迅速な復旧作業が不可欠となります。以上の理由により、既存システムを構築し、保守も行っている、協和テクノロジズ株式会社以外では困難であるため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当) |